

高齢者住宅改修費支援サービス事業のご案内

病気、障害等に伴う身体機能の低下により日常生活上に支障があってお困りの方を対象に、手すりの設置や段差の解消など、住宅の改修工事を行うための費用の一部を助成します。

1. 対象となる方

市内在住の65歳以上の要介護（要支援）認定者

- 高齢者の方が現に居住している住宅（介護保険証に記載されている住所地であること）が対象です。
- 身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（△からAの2）をお持ちの方は、当事業を利用することができません。「重度心身障害者住宅改造費助成事業」をご利用ください。
- 高齢者と生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市民税所得割額（申出が4月から7月までの間に行われる場合にあっては前年度の市民税所得割額）が最も多い方の課税額が213,000円を超える場合は対象となりません。
- 要介護認定を申請中の場合は、申出書提出時に必ずお申し出ください。

※1 工事の完了時に対象者が在宅していなかった場合（一時的な帰宅を含む）には、助成金を支給できない場合があります。

※2 当事業及び重度障害者住宅改造費助成事業による助成は、原則として1世帯1回限りです（障害の住宅改造助成を過去に受けた世帯についても、当事業の助成対象外となります）。

※3 県費負担教職員制度の見直しに伴う個人住民税所得割の税率等の改正に伴い、政令指定都市に市民税を収めている方については、旧税率を適用して算出した市民税所得割を基準とします。

2. 事業の内容

(1) 工事対象：浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、台所、居室、屋外（玄関アプローチ）等

工事の例：手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、和式便器を洋式便器に交換、階段昇降機の設置 等

- 身体的に現に支障がある箇所の工事が対象です。
- 施工業者は、指定業者の中から選定する必要があります。
- 集合住宅の場合、原則として、共用部分については助成対象となりません。
- 改修に当たっては、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守してください。

階段昇降機の設置工事は、建築基準法に適合する工事のみ対象となります。確認申請等が必要になりますので、市建築審査課にお問い合わせのうえ、申出前に所要の手続きを行ってください。

（建築審査課構造設備班 TEL：245-5842）

(2) 助成額 【 助成額 = ①基準額 × ②助成割合 】

① 基準額：助成対象となる工事費用と70万円とを比較して少ない方の額から、利用者負担額（工事費の1割～3割。上限2万円～6万円）を控除した額。

なお、改修工事が介護保険制度の住宅改修費の支給対象となる時、または別の工事で介護保険制度の住宅改修費を利用されているときは、助成対象となる工事費用と70万円とを比較して少ない方の額から、介護保険制度の住宅改修費対象額相当分を控除（最高20万円）。

② 助成割合：生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市民税所得割額（申出が4月から7月までの間に行われる場合にあつては前年度の市民税所得割額）が最も多い方の課税状況に応じ、次の割合を乗じます。

- 非課税 = 2/2
- 14万3千円以下（市内業者） = 2/3
- //（市外業者） = 1/2
- 143,001円以上 21万3千円以下（市内業者） = 1/3
- //（市外業者） = 1/4

※市内業者とは、千葉市内に本社がある事業者をいいます。

※ 助成額の計算例：介護保険住宅改修費（18万円～14万円）の支給を併用する場合の助成額

助成対象 工事費	非課税	14万3千円以下		143,001円以上 21万3千円以下	
		市内業者	市外業者	市内業者	市外業者
100万円	50万円	333,333円	25万円	166,666円	12.5万円
70万円	50万円	333,333円	25万円	166,666円	12.5万円
50万円	30万円	20万円	15万円	10万円	7.5万円

(3) 訪問調査 調査担当者（千葉市住宅供給公社より技術職及び保健・医療スタッフ）が施工前後にご自宅を訪問し、施工場所の調査等を行います。

※ 訪問調査は、事前に日程をご連絡・調整のうえ、平日（祝日除く）の昼間の時間帯に行います。（高齢者ご本人の同席が必要です。）

また、事前の書類審査や日程調整等により、受付から実施まで時間がかかる場合があります。身体的理由により緊急で改修工事を行う必要がある方は、申し出の際にご相談ください。（なお、申し込みの状況により申し出に添えないこともあります。）

3. 申出書の提出先

高齢者の方がお住まいの区の保健福祉センターに改修工事の着工前に提出してください。

○ 申出書の提出先：各保健福祉センター 高齢障害支援課

高齢者住宅改修費支援サービスと介護保険の住宅改修の住宅改修費の支給対象となる工事を一体的に行う場合は、介護保険の住宅改修費の支給申請も同時に行ってください。事前の申請を行わないときは、住宅改修費が支給されません。

なお、介護保険の住宅改修工事完了後に、介護保険室に工事完了届を提出する必要があります。

4. 対象とならないもの

以下の場合には助成対象となりませんのでご注意ください。

- 新築・増改築に伴い行われる工事、既に着工している工事または完了している工事
- 浴室暖房や空調設備などの機器の設置工事
- 身体状況から必要性が認められない工事、古いもの・故障したものを単に新しいものに交換する工事
- 指定業者以外の施工による工事

5. 申し出に必要な書類

調査の過程で、見積書の修正や写真の追加等をお願いすることがありますが、スムーズに事務処理を進め、早く改修工事に取り掛かることができるよう、ご協力をお願いいたします。

- ① 高齢者住宅改修費助成対象費用確認申出書（様式第1号）
 - ・記入漏れや誤り等のないようお願いいたします。
- ② 改修見積書
- ③ 製品のカタログ（写し可）
- ④ 平面図、断面図（段差解消工事の場合）、立面図・展開図（手すり工事の場合）等
- ⑤ 工事箇所すべての改修着手前の写真
 - ・写真には撮影日を入れてください（概ね1か月以内）。
- ⑥ 調査同意書（様式第1号の2）
- ⑦ 高齢者状況票

【介護保険併用の場合】

- ⑧ 介護保険住宅改修見積書（原本）
- ⑨ 住宅改修が必要な理由書（原本）

【公営住宅の場合】

- ⑩ 模様替え承認書
- ⑪ 入居証明書

【公営住宅以外の借家の場合】

- ⑫ 住宅所有者の承諾書
- ⑬ 賃貸借契約書（写）

【集合住宅の場合（持家・借家どちらも）】

- ⑭ 管理組合の承諾書

その他：世帯や住宅の状況により、別途提出をお願いする場合があります。

6. 注意事項

(1) 改修工事の内容はよく検討しましょう。

- ・例えば手すりがなく移動に不自由を伴う箇所や、膝の痛み等で段差の昇降がしづらい箇所など、住宅の中で日常生活上支障となっている箇所を選び出しましょう。
- ・具体的にどのような改修を行ったらよいか分からない場合は、有資格の専門家（作業療法士、福祉住環境コーディネーター等）のアドバイスを受けるか、市で実施している相談事業を利用しましょう。

(2) 申出書の提出には、高齢者ご本人または家族の方がお越しくください。

- ・申出時に高齢者の方の身体状況について聴取しますので、お手数でも、病状や通院状

況等を説明できる方がお越しく下さい。

- ・ 施工業者の方のみによる代理申請は受け付けられませんのでご注意ください。

(3) 改修工事の契約は慎重に。

- ・ 予定している改修が助成対象とならず、助成金が少額となってしまう場合もあります。そのため、特に「助成金が出ないのなら工事の内容を考え直したい」という方は、市が助成対象費用の確認を行った後に施工業者と契約を締結しましょう。
- ・ 本人の都合で工事を取りやめる場合、契約を締結した業者に違約金を支払わなければならない場合もあります。契約に不安があるときは、契約書に印鑑を押す前に家族や信頼できる方に相談しましょう。
- ・ 複数の業者に見積書を作成してもらい、不必要に高価な材料が使われたりしていないか、割高な工賃が見積もられていないか等をチェックし、工事代金が適正なものかどうか調べてみるのも一つの方法です。

【 申出書の提出先・申出に関するお問い合わせ先 】

各区 高齢障害支援課 電話番号(市外局番:043)

中央区:(221) 2150 / 花見川区:(275) 6425 / 稲毛区:(284) 6141

若葉区:(233) 8558 / 緑 区:(292) 8138 / 美浜区:(270) 3505

【 その他、事業内容等に関するお問い合わせ先 】

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課(在宅支援班)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL:043(245)5166 / FAX:043(245)5548

※ 施工内容の調査は「千葉市住宅供給公社」が行います。お問い合わせいただいた内容によって、公社職員が対応する場合があります。

住宅改造相談(障害者福祉センター障害者等住宅改造相談事業)

1. 相談内容 ① 建築基準法等の住宅改造に関連する法令上の問題に関すること
② 住宅改造施工上の技術的な問題に関すること
③ その他住宅改造上の専門的知識に係る問題に関すること
2. 相談日 毎月第1火曜日及び第3火曜日 午後1時から午後5時まで(要予約)

(相談事業のお問い合わせ先)

千葉市障害者福祉センター TEL:043(209)8779

《 高齢者住宅改修費支援サービス事業の流れ 》

1 助成の申し出

- 改修工事に着手する前に手続きが必要です。
提出物：「助成対象費用確認申出書」及び添付書類
提出先：各区保健福祉センター高齢障害支援課

2 訪問調査

- 調査担当者が対象者宅を訪問し、改修箇所・身体状況の調査を行います（調査担当の千葉市住宅供給公社職員が、あらかじめ電話で調査日時のご都合をうかがいます）。
- ※ ただいま非常に混雑しており、訪問調査まで非常に時間がかかります。身体的に緊急を要する場合は、申出書提出の際にご相談ください（混雑状況によりご希望に添えない場合もあります）。
- ※ 調査の結果、見積書の修正や写真の追加をお願いすることがありますが、スムーズに手続きを進められるようご協力をお願いします。

3 助成対象費用確認・改修工事の施工

- 申請内容を審査のうえ助成額を計算し「助成対象費用確認書」を申出者のご自宅に郵送しますので、助成見込額を確認のうえ、施工業者の方に連絡を取り、改修工事に着手してください。
- ※ 確認書の有効期限は6か月です。速やかに改修し助成申請書を提出してください。
- ※ やむを得ない理由により、工事内容等を変更し助成額の増額を希望するとき、または有効期限内に工事ができない事情が発生したときは、事前に「助成変更申出書」の提出が必要となります。

4 助成申請書の提出・確認検査

- 改修工事が完了したら「助成申請書」を提出してください（用紙は、あらかじめ郵送します）。
提出物：「助成申請書」及び添付書類（工事費内訳書、施工後の写真）
提出先：市役所高齢福祉課（申出時と提出先が異なります）
- 調査担当者が対象者宅を再度訪問し、施工内容を確認します（混雑状況により、確認検査までに2～3か月かかることがあります）。

5 助成額決定・助成金の支払い

- 確認検査が終了した後、「助成額決定通知書」「助成券」ほか、関係書類を申請者のご自宅に郵送いたします。
- 決定通知書が届いたら、適宜、工事費用のうちの自己負担部分を施工業者の方にお支払いください。また、「助成券」の申請者欄に記名・捺印のうえ、施工業者の方宛ての関係書類とともに施工業者の方にお渡しください。
- ※ 申請のあった改修工事で介護保険制度の住宅改修費支給を併せて利用される方については、介護保険制度による支給額を区介護保険課に確認した後で助成決定を行います。
- ※ 当該年度の予算の執行状況等により、助成決定に時間を要する場合があります。
- 助成金は、市から施工業者の方に直接お支払いします。施工業者の方は、請求書に助成券ほか関係書類を添付して高齢福祉課に提出してください（提出後、2、3週間程度で支払われます）。

介護保険制度の住宅改修費の支給申請

- 要介護（要支援）認定者で介護保険制度の住宅改修費支給を併せて利用される方は、支給申請手続きを別に行う必要があります。制度・手続きの詳細については、各区の高齢障害支援課 介護保険室に、お問い合わせください。

（注1）申請の際に提出していただく「内訳書」は、当事業で提出したもの（介護保険対象部分工事が同じ内容のもの）をご使用ください。

（注2）当事業で2組提出いただいた施工後の写真のうちの1組は、助成決定時に各区介護保険室へ送付します。介護保険室から別に追加提出等の依頼がなければ、改めて提出いただく必要はありません。